

飛騨地域関西プロモーション事業業務委託 プロポーザル公募要項

◎留意事項

令和５年度飛騨地域観光協議会総会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、飛騨地域観光協議会においては、その損害について一切負担しません。

1 募集概要

(1) 趣旨

飛騨地域は、岐阜県内でも有数の観光地であり、自然体験、文化体験、グルメ、温泉等様々な観光資源を有する。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外から各地への入込客数は大幅に減少し、観光産業は深刻な影響を受けている。

このため、全国様々な地域から飛騨地域への誘客を図り、当地域の観光産業の活性化を図る必要がある。特に、関西圏はアクセスも良く、今後大阪万博の開催など益々の盛り上がりが見込まれることから、重要なターゲットとしていきたい。

本業務では、関西圏からの誘客を図るため、令和２年度に実施した「岐阜県飛騨地方GAP調査」（以下、「GAP調査」という。）の結果を参考に、関西圏へのプロモーションを行うとともに、大阪万博を見据え、更なる知名度向上を図り、誘客へ繋げることを目的に事業を実施する。

この公募要領は、本業務を実施するために、豊富な知見と経験により、業務を遂行できる事業者の選定をプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

(2) 企画提案を募集する業務の名称

飛騨地域関西プロモーション事業業務委託

(3) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和６年３月２２日（金）まで

(5) 提案上限額

２，５００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

2 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

- (2) 参加申込時において、下呂市、高山市、飛騨市、白川村または岐阜県のいずれかの自治体で入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、また破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申し立てがなされたもの及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

3 企画提案書の作成

以下の(1)～(5)の項目について、以下及び別添仕様書を参照の上、企画提案書（様式任意）を作成すること。サイズは日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とし、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(1) 実施事業

- ① 情報発信事業
- ② 誘客事業

(2) 令和 6、7 年度の事業展開

令和 7 年度大阪万博の開催を見据え、上記①②事業に続く令和 6、7 年度の当事業の展開案について提案すること。予算規模は、令和 5 年度と同等規模を想定し、事業の概要や事業スケジュールについて概要案を提案すること。

(3) 業務スケジュール

(4) 実績、体制等

- ① 本業務に類する過去の事業実績
- ② 本業務の実施体制
- ③ 責任者・担当者の経験・能力等

(5) 事業費の積算

4 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 31 日（水）
② 公募要領等に関する質問受付	令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 24 日（水）
③ プロポーザル参加申込受付	令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 31 日（水）

④ 企画提案書受付	令和 5 年 5 月 10 日（水）～6 月 7 日（水）正午
⑤ プロポーザル評価会議（書面審査）	令和 5 年 6 月 12 日（月）予定
⑥ 選定結果の通知・公表	令和 5 年 6 月中旬予定

(2) 公募要領等の配布

- ・配布期間：令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 31 日（水） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日を除く）
- ・配布場所：岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係（〒506-8688 高山市上岡本町 7-468）
※岐阜県飛騨県事務所、下呂市、高山市、飛騨市、白川村のHPからも入手可能。
- ・その他：「GAP 調査」の結果については、配布希望があった場合にのみメール送付にて提供することとするため、岐阜県飛騨県事務所振興防災課観光係まで連絡すること。

(3) 質問受付（回答を含む）

- ・受付期間：令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 24 日（水）午後 5 時まで
- ・提出方法：（別紙 1）の様式により、電子メール又はFAXにより提出
※FAX提出後は、下記提出先に要電話
※電子メールの場合、件名を「飛騨地域関西プロモーション事業業務委託」として送信
- ・提出先：岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係
TEL 0577-33-1111（内 206・208）
FAX 0577-33-1085
E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp
- ・回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県飛騨県事務所、下呂市、高山市、飛騨市、白川村のHPにて公開する。

(4) プロポーザル参加申込受付

- ・受付期間：令和 5 年 5 月 10 日（水）～5 月 31 日（水）午後 5 時まで
- ・提出書類：参加申込書（別紙 2）
- ・提出方法：参加希望者は、プロポーザル参加申込書（別紙 2）を、飛騨県事務所振興防災課観光係まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）すること。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
※郵送の場合は電話により送達を確認すること。

(5) 企画提案書受付

- ・受付期間：令和 5 年 5 月 10 日（水）～6 月 7 日（水）正午まで
- ・提出書類：ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・様式任意（要押印）
イ 見積書（内訳書含む）・・・・・・・・・・・・・・様式任意
ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・別紙 3
- ・提出部数：紙媒体 10 部（正本 1 部、副本 9 部）、電子データ媒体（CD-R 等）1 部
- ・提出方法：飛騨県事務所振興防災課観光係まで持参又は郵送により提出すること。
持参による受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（最終日は正午まで）とする。また、郵送の場合は必ず「簡易書留」とすること（期間内に必着）。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 公募要領に反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なものを除く。）

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑧ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、
辞退届（様式自由）を飛騨県事務所振興防災課観光係に持参又は郵送により申し出ることとする。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- ・本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上すること。
- ・人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定すること。

4 提案審査評価

(1) 評価方法

飛騨地域観光協議会が別に定める「飛騨地域関西プロモーション事業業務委託プロポーザル評価会議」にて実施する。

(2) 評価会議

令和 5 年 6 月 12 日（月）予定 ※書面審査として実施

(3) 評価項目及び評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

※評価会議において、評価会議構成員から企画提案書の記載内容について質問等を行う場合がある。この際、評価会議事務局にてとりまとめの上担当者にメール送付することとし、企画提案者は速やかに事務局まで回答することとする。

(4) 最優秀提案者の選定

- ・ 上記評価項目について、提出書類の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各構成員の評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。なお、総評価点の6割を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ・ 同点により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。
- ・ 上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。
- ・ 提案者が1名のみの場合でも、総評価点の6割満たない場合は、再度公募を実施する。

(5) 評価結果の通知

審査結果は、選定結果の可否を全事業者に通知する。また、最優秀提案者の名称及び全提案者の名称（申込順）については、岐阜県飛騨県事務所、下呂市、高山市、飛騨市、白川村のHPにおいて公表する。

7 問い合わせ先

〒506-8688 岐阜県高山市上岡本町 7-468

岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係

TEL 0577-33-1111（内 206・208）

FAX 0577-33-1085

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② 各評価会議構成員が①で算出した評価点の合計を総評価点とし、最高得点者を最優秀提案者とする。なお、総評価点の6割を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 同点により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。
- ④ ③においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

評価項目		評価基準点				
(1) 実施事業内容の評価		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	令和2年度に実施した「GAP 調査」を分析し、その結果を参考にしたコンセプトがあり、かつターゲット層を明確にした提案内容となっているか。	10	8	6	4	2
2	プロモーション内容は、適切な時期に実施されるとともに、手法等がターゲット層に訴求できる内容となっているか。	20	16	12	8	4
3	プロモーション内容は、数値的に把握できるものであり、ターゲット層の傾向等が分析できる内容となっているか。	10	8	6	4	2
4	商品造成は、適切な時期に催行されるとともに、参加者が楽しめる内容、かつ誘客や再訪に繋がる魅力的な商品となっているか。	15	12	9	6	3
5	旅行商品のPR方法は、効果的な媒体を活用し、ターゲット層に訴求できる方法となっているか。	10	8	6	4	2
小 計		65点満点				
(2) 次年度以降の展開案の評価		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	令和6、7年度に向けた当事業の展開案は、大阪万博の開催を見据えたものとなっており、適切な時期に、適切な事業を実施する内容となっているか。	15	12	9	6	3
小 計		15点満点				
(3) スケジュール、実績・体制、積算に関する評価		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	無理のない適切なスケジュールでの事業遂行となっているか。	5	4	3	2	1
2	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。また、計画を適正かつ確実に実施できる人員体制であるか。	10	8	6	4	2
3	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。また、業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5	4	3	2	1
小 計		20点満点				
合 計		100点満点				